

天竜川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、天竜川漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・うなぎ・うぐい・にじます・あまご・こい・ふな・おいかわ・わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場の区域内で遊漁しようとする者は、予め第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。本流と支流の境界線は、各支流最下流の橋又は鉄橋の下流端とする。

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あ ゆ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川・八幡川・一雲済川	6月1日から12月31日まで
		疑似オトリ禁止 リール禁止	西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日から10月31日まで
	アユルアー釣	ルアーは8cm以上 掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川・八幡川・一雲済川 西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日から10月31日まで
	餌 釣	釣針は2本以内	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・一雲済川	6月1日から9月30日まで
		釣針の大きさはアユ餌釣用の2号以下 コマセカゴ等の使用禁止	船明ダムから気田川合流点下流部の淵「一の釜」（浜松市天竜区谷山239-2番地先）まで及び雲名橋下流端から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川	6月1日から12月31日まで

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あ ゆ	餌 釣	釣針は 2 本以内	気田川合流点下流部の淵 「一の釜」から雲名橋 下流端までの本流	11月1日から12月31日まで
		釣針の大きさはアユ 餌釣用の 2 号以下	西川・小芋川・横山川	7月1日から10月31日まで
		コマセカゴ等の使用禁止	二俣川・百古里川	7月1日から9月30日まで
	流し毛針釣 石 川 釣 (ドブ釣)	釣針は 7 本以内 擬餌針は毛針に限る (ビーズ等は使用禁止)	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・一雲済川	6月1日から9月30日まで
		釣針は 2 本以内 擬餌針は毛針に限る (ビーズ等は使用禁止)	船明ダムから秋葉ダム までの本流 天竜河内川	6月1日から12月31日まで
			西川・小芋川・横山川	7月1日から10月31日まで
			二俣川・百古里川	7月1日から9月30日まで
	ご ろ 引	釣針は 8 本以内 (釣針1本につきカギの 数は2本以内) リール禁止	旧国道天竜川橋下流端より 下流の本流区域	8月1日から9月30日までの 日の出から日没までの間
う な ぎ	うなぎうげ 餌 釣 じゅず釣	5 本 以 内 釣針は 2 本以内 じゅず 2 本以内	全 区 域	3月1日から9月30日まで
	捨 針 釣	1人5統以内 釣針1統10本以内		3月1日から9月30日までの 日没から日の出まで
う ぐ い	餌 釣 和式毛針釣 (通称テンカラ)	釣針は 2 本以内 <u>釣針は 2 本以内</u>	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
	ルアー釣 フ ラ イ 釣	ルアーは1個 フライは2個以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで
あ ま ご	餌 釣 和式毛針釣 (通称テンカラ)	釣針は 2 本以内 <u>釣針は 2 本以内</u>	全 区 域	3月1日から10月31日まで
	ルアー釣 フ ラ イ 釣	ルアーは1個 フライは2個以内		
こ い	餌 釣	釣針は 2 本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
			西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで
ふ な	餌 釣	釣針は 2 本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
			西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
おいかわ	餌 釣	釣針は 2 本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
	流し毛針釣	針は 5 本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで
にじます	餌 釣	竿は 1 本以内とし、他の 漁法と重複しないこと 釣針は 2 本以内	船明ダム上流の本流区域	3月1日から10月31日まで
			船明ダム下流の本流区域	1月1日から12月31日まで
	和式毛針釣 (通称テンカラ)	竿は 1 本以内とし、他の 漁法と重複しないこと 釣針は 2 本以内	全域の本流区域	1月1日から12月31日まで
	ルアー釣 フライ釣	竿は 1 本以内とし、他の 漁法と重複しないこと ルアーは 1 個 フライは 2 個以内	全域の本流区域	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	餌 釣	竿は 1 本以内とし、他の 漁法と重複しないこと 釣針は 2 本以内	横山橋下流端より下流の本流	1月1日から2月末日までと 6月1日から12月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域についてはイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期 間
浜松市天竜区龍山町電源開発株式会社秋葉ダム下 流端から下流へ200メートルに至る区域。	全ての漁具・漁法	1月1日から12月31日まで
同町同会社秋葉第2発電所放水口上流100メートル、 下流150メートルに至る区域。		
浜松市天竜区同会社秋葉第1発電所放水口上流端 から上流100メートル下流200メートルに至 る区域。		
二俣川二光滝上流で本組合が指定した禁漁区、特別漁区。		組合が公示する期間
二俣川二光滝に設置した魚道上流端から50メートル に至る区域。		4月16日から6月15日まで
浜松市天竜区船明電源開発株式会社船明ダムえん堤上 流端から上流へ500メートル下流端から下流へ 500メートルに至る区域。		1月1日から12月31日まで

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期 間
浜松市天竜区横山町電源開発株式会社秋葉第三発電所放水口上流端から上流へ100メートル、下流へ200メートルに至る区域		1月1日から12月31日まで
浜松市天竜区龍山町白倉地先竹十淵から南沢合流点までの西川		1月1日から12月31日まで
小芋川（通称夏秋川）の西川合流点から上流600メートル砂防堤に至る区域	全ての漁具・漁法	1月1日から12月31日まで
天竜川右岸県道天竜東栄線との接点（A点、浜松市天竜区渡ヶ島39-8）、A点と鳥羽山公園警告塔（浜松市天竜区二俣町二俣2395-22）を結ぶ線と天竜川本流の水面中心線の交点（B点）、阿多古川左岸堤防の延長線と天竜川本流の水面中心線の交点（C点）、阿多古川左岸天竜川との境界（D点）、以上4点を順に結んだ線で囲まれた区域。		1月1日から12月31日まで
浜北大橋上流端から河口に至る区域。		10月1日から11月15日まで
二俣川二光滝上流端から二俣川河口（浜松市天竜区二俣町二俣字南山2396番60と浜松市天竜区二俣町二俣字南山2396番21を結ぶ線）に至る区域。		1月1日から12月31日まで

3. 前項の規定にかかわらず、18歳以下の者は、次に掲げる区域において第1項の制限の範囲内で遊漁を行なうことができる。

（1）二俣川二光滝上流端から双竜橋上流端に至る区域。

4. 第1項ただし書及び第2項の公示は、組合の掲示場に掲示してこれを行なうものとする。

（全長制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 全 長
うなぎ	15センチメートル
あまご	12センチメートル
こい	20センチメートル
にじます	12センチメートル
あゆ	8センチメートル
ふな	5センチメートル
おいかわ	5センチメートル
うぐい	8センチメートル
わかさぎ	5センチメートル

(釣り大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣り大会等を開催するため、一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2. 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3. 前項の公示は、静岡新聞または組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額、及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合ホームページに公示している場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の1日遊漁料(日券)に1,000円を附加して得た金額とする。

魚 種	漁具・漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	
				1 日	1 年
あ ゆ	餌釣・流し毛針釣・ 石川釣・友釣・ごろ引き <u>アユルアー釣</u>	許可されている 全 区 域	許可されている 全 期 間	2,000円	7,000円
あ ま ご	餌釣・和式毛針釣・ ルアー釣・フライ釣				5,000円
う ぐ い	餌釣・和式毛針釣・ ルアー釣・フライ釣				
こ い ふ な	餌 釣				
う な ぎ	餌釣・うなぎうげ・ じゅず釣・捨針釣				
わかさぎ	餌 釣				
にじます	餌釣・和式毛針釣・ ルアー釣・フライ釣	船明ダムから秋葉 ダムまでの本流 (<u>ルアー・フライ・</u> <u>テンカラ専用区</u>)	11月1日から 翌年2月末日まで	<u>2,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>ルアー釣・フライ釣</u> <u>和式毛針釣</u> (通称テンカラ)				

2. 前項の場合において、遊漁者が18歳以下の者のときは無料、組合の定める地域内に居住する身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保険福祉手帳を交付されている者は、1年の遊漁料をそれぞれ半額とする。

3. 第5条に基づく釣り大会等における大会遊漁料は、前2項にかかわらず次表の金額を上限としてその都度理事会で決定する。

大会名	参加料	
	一般	18歳以下
あゆ友釣大会遊漁料	6,000円	3,000円
あゆ毛針釣大会遊漁料	6,000円	3,000円
あまご釣大会遊漁料	6,000円	3,000円
にじます釣大会遊漁料	6,000円	3,000円

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 納付した者の氏名、住所
 - (2) 有効期間
 - (3) 対象魚種
 - (4) 遊漁料の額
 - (5) 注意事項
 - (6) 発行者名
2. 遊漁証の交付は、前条に規定した納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。
3. 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 4. 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。
 - イ. 二俣川・横山川・西川・小芋川・一雲済川・天竜河内川
 - ロ. 浜北大橋上流端から河口に至る区域

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 発行日
 - (3) 発行者
 - (4) 注意事項
2. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の停止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月7日から施行する。

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

この規則は、令和7年6月15日から施行する。

天竜川漁業協同組合内共第26号第5種共同漁業権

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、天竜川漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第26号に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法、規模等の制限)

3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。

ア. 漁業の 名称	イ. 漁業の 方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あ ゆ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内 疑似オトリ禁止 リール禁止	全区域	6月15日から12月31日まで
	アユルアー釣	<u>ルアーは8cm以上</u> 掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内	水窪川がいきよより上流の水窪川 草木川 翁川橋上流端より上流域の翁川 久頭合橋上流端より上流域の水窪河内川	6月15日から12月31日まで
	餌 釣	釣針は2本以内	全区域	8月1日から12月31日まで
あまご	餌 釣	釣針は2本以内	全区域	3月1日から9月30日まで
	ルアー釣	ルアーは1個		
	フライ釣	フライは2個以内		
	和式毛針釣 (デンカラ)	釣針は2本以内		

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域については、それぞれウ欄の期間中漁業を行なってはならない。

ア. 区域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期間
水窪川有本取水ダムより上下 100mに至る区域	全ての漁具・漁法	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
水窪発電所がいきょより上下 100mに至る区域		
西渡（切開）堰堤上流端から上流へ 100mに至る区域		

（全長制限）

- 第 4 条 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア.魚 種	イ. 全 長
あ ゆ	全長 8 c m
あ ま ご	全長 1 2 c m

（大会等のための遊漁の制限）

- 第 5 条 組合が釣大会等を開催するため一定時間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。
- 2 組合は、前項の制限をしようとするときは、その 10 日前までにその旨を公示しなければならない。
- 3 前項の公示は、静岡新聞または組合の掲示場に公示するものとする。

（遊漁料の額及び納付の方法）

- 第 6 条 第 2 条の規定により、組合ホームページに公示している場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に 1,000 円を附加して得た額とする。

魚 種	漁具・漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	
				1 日	1 年
あ ゆ	友釣 餌釣	許可されている 全 区 域	許可されている 全 期 間	2, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
あ ま ご	餌釣 ルアー釣 フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ)	許可されている 全 区 域	許可されている 全 期 間		5, 0 0 0 円

2. 前項の場合において、遊漁者が 1 8 歳以下の者のときは無料、組合の定める地域内に居住する身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保険福祉手帳を交付されている者は、1 年の遊漁料をそれぞれ半額とする。
- 3 第 5 条に基づく釣大会等における大会遊漁料は別途定める。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 納付した者の氏名、住所
 - (2) 有効期間
 - (3) 対象魚種
 - (4) 遊漁料の額
 - (5) 注意事項
 - (6) 発行者名
2. 遊漁証の交付は、前条に規定した納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。
 3. 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 発行日
 - (3) 発行者
 - (4) 注意事項
2. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

この規則は、令和7年6月15日から施行する。

天竜川漁業協同組合内共第27号第5種共同漁業権

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、天竜川漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第27号に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご・わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。

ア. 漁業の 名称	イ. 漁業の 方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あまご	餌 釣	釣針は2本以内	全区域	3月1日から9月30日まで
	ルアー釣	ルアーは1個		
	フライ釣	フライは2個以内		
	和式毛針釣 (テンカラ)	釣針は2本以内		
わかさぎ	餌 釣	竿は1本	全区域	1月1日から2月末日までと 6月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれウ欄の期間中漁業を行なってはならない。

ア. 区域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期間
有本取水堰堤からの水窪ダム湖への注水口の 上下100mに至る区域	全ての漁具・漁法	1月1日から 12月31日まで
水窪ダム堰堤上流端から上流へ500m 下流端から下流へ500mに至る区域		

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 全 長
あ ま ご	全長12cm
わ か さ ぎ	全長5cm

(大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣大会等を開催するため一定時間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

- 2 組合は、前項の制限をしようとするときは、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
- 3 前項の公示は、静岡新聞または組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合ホームページに公示している場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の1日遊漁料(日券)に1,000円を附加して得た金額とする。

魚 種	漁具・漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	
				1 日	1 年
あまご	餌釣 ルアー釣 フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ)	許可されている 全 区 域	許可されている 全 期 間	2,000円	5,000円
わかさぎ	餌釣	許可されている 全 区 域	許可されている 全 期 間		

- 2 前項の場合において、遊漁者が18歳以下の者のときは無料、組合の定める地域内に居住する身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保険福祉手帳を交付されている者は、1年の遊漁料をそれぞれ半額とする。
- 3 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は別途定める。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証(オンラインシステムにより発行されたものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (2) 有効期間
 - (3) 対象魚種
 - (4) 遊漁料の額
 - (5) 注意事項
 - (6) 発行者名
- 2 遊漁証の交付は、前条に規定した納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。
 - 3 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提

示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 発行日
- (3) 発行者
- (4) 注意事項

- 2 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

この規則は、令和7年6月15日から施行する。